

陳 情	受 理 番 号	25	受 理 年 月 日	令和3年11月24日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の改正を国へ求める意見書の提出に関する要望書					

## 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」 の改正を国へ求める意見書の提出に関する要望書

日頃より、那覇市の発展と向上のためにご尽力いただきましてありがとうございます。

私たちは、精神医療・精神医学の領域に於ける人権侵害や不当な治療あるいは不正行為などを調査し、これらを広く周知させる活動を行っております。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要であります。障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見や虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等を目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が制定されています。しかしながら、この法律では虐待発見時の行政機関への通報義務が、①養護者、②障害者福祉施設、③使用者に課せられている一方、医療機関内での虐待については、発見者の行政機関への通報義務が対象外となっています。

下の参考事例にもありますようにわいせつ行為や不正行為などが次々と 報道されています。これらは報道されたものだけであり、実際のところは氷山の一角ともいわれています。

とりわけ本年8月には県内うるま市の精神科病院に於いて入院中の患者約70名がコロナウイルスに感染して亡くなったという事案が発生しております。この事案は通常の医療機関や福祉施設では患者を適切に隔離するなどの措置を全く取らなかったことがここまで大きな被害をもたらしたとされ、不作為の作為に基づく虐待とも言えます。

身体的・精神的に弱い立場の障害者が、助けてもらえると思って行った病院で虐待に 遭った場合、外から見えない場所での虐待に声を上げられず、また障害者の家族の方も閉鎖

的な病院内で起こっていることに気付きにくく、泣き寝入りをせざるを得ない状況にあります。

このような障害者自身の心身の悪化を更に招くような障害者に対する差別や人権侵害を根絶させていく為には、障害者福祉施設などと同様に、医療機関においても虐待発見時の行政機関への通報義務が必要であると考えます。

### <要望事項>

地方自治法第99条に基づき、那覇市議会に於いて、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に虐待発見時の行政への通報義務対象に「医療機関」における障害者虐待を加える旨の意見書をご決議お願いします。

以 上

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の  
改正を求める意見書(案)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、平成24年10月1日の施行から9年が経過した。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を損なうものであり、いかなる時いかなる場所であっても断じて許すことはできない。

法律の施行により、障害者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。しかし昨年には、神戸市内の精神科病院における看護師らによる患者への卑劣な集団虐待事件の発覚に端を発した。更に本年8月には当市の精神科病院に於いても入院中の患者約70名がコロナウィルスの院内感染により死亡するという事件が発覚した。この事件ではコロナウィルスに感染した患者を別室で隔離するなどの必要な措置を取ることなく他の患者と同室で寝食をとともにさせたという「不作為の作為による虐待」ともいえる状況が見受けられる。病院…とりわけ精神科病院などに見られる閉鎖性の高い環境において看過することのできない痛ましい障害者虐待事件が続発している。これらを防止するためには、虐待発見時における区市町村への通報義務が欠かせないが、現行の対象は①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者となっており、医療機関内での虐待はその対象となっていない。これによって病院内での虐待事件の発覚を遅らせ障害者を苦しめる要因となっている。

よって、那覇市議会は国会及び政府に対し、障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の区市町村への通報義務の対象に、医療機関による障害者虐待を加えるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年12月 日

那覇市議会議長  
久高 友弘

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣 あて